家庭用防犯カメラ等購入費等補助制度

令和８年度版

１世帯
１回限り

補助対象者

申請日において刈谷市内に
住所を有する世帯の**世帯主**

※申請者、振込口座名義人ともに世帯主
※防犯対策をする住宅が市内であること

世帯主名で
申請するカリ～！

補助額

購入・設置費用の **５割**

- **１世帯あたりの補助上限 10,000 円**
- **1,000 円未満切り捨て**

※購入時のクーポン、ポイント等使用分は、
補助対象経費から除く

補助対象　※以下、「家庭用防犯カメラ等」という

令和８年４月１日以降に購入する新品
※補助対象外となる品目もありますので、
詳細は事前に問い合わせてください。

■ 家庭用防犯カメラ

※条件：**屋外**に継続的に設置される、**夜間**撮影可能、**防滴**仕様又は**防雨**仕様

※防犯カメラ付きインターホンは、本補助制度ではなく、防犯用具購入費等補助制度の対象

■ 撮影した画像を記録する録画機（※１）

■ 表示板（「防犯カメラ作動中」など）（※１）

購入時の注意点

（※１）録画機と表示板は、**防犯カメラの購入を伴うもの**に限ります。下表を参考にしてください。

防犯カメラ	✔	✔	✔ 録画機能付に限る	✔			
録画機	✔	✔			✔	✔	
表示板	✔		✔		✔		✔
	↓ **可**	↓ **可**	↓ **可**	↓ **可**	↓ 否	↓ 否	↓ 否

インターネットで購入する場合は、品名等の必要項目（裏面参照）の記載がある領収書の発行が可能か、必ず事前に確認してください。
※発行方法は各サイトにてご確認ください。

補助金を受け取るまでの流れ　※必要書類の詳細は裏面

① 交付申請書、添付資料をくらし安心課へ提出

② **【くらし安心課】交付決定通知書を発送**

③ 家庭用防犯カメラ等を設置（②が届いてから）

④ 実績報告書兼請求書、添付書類をくらし安心課へ提出

⑤ 【くらし安心課】審査後、おおむね１か月後に指定の口座へ振り込み

設置前に
事前申請が
必要です！

申請方法

■ オンライン申請

※右の二次元コード（市ホームページ）より申請できます。

オンライン申請はこちらから

■ 窓口申請

※刈谷市役所　くらし安心課（３階）

■ 郵送申請

※くらし安心課への提出期間内の到着が必須です。

（送付先）〒４４８－８５０１　刈谷市東陽町１丁目１番地　刈谷市役所　くらし安心課

提出期間

交付申請書、添付資料（表面の流れの①）	実績報告書兼請求書、添付資料（表面の流れの④）
令和８年４月１日（水曜）から 令和９年２月２６日（金曜）１６時００分まで	**交付決定を受けた日から 令和９年３月３１日（水曜）１６時００分まで**

※申請、購入、設置工事、支払い、実績報告、請求がすべて同一年度内に終わるようにしてください。

必要書類　※提出期間が異なるので注意してください。

☐ **交付申請書**

☐ **添付資料**

- ☐ 家庭用防犯カメラ等補助対象経費が分かる書類の写し
- ☐ 設置する家庭用防犯カメラ等の概要が分かるカタログ等
- ☐ 家庭用防犯カメラ等の設置場所の現況写真及び付近見取図
- ☐ プライバシーの保護に関する誓約書
- ☐ 同意書（申請者の所有ではない建物に家庭用防犯カメラ等を設置する場合のみ）

注意：防犯カメラの設置の際には、隣接する公共空間から見やすい位置に、家庭用防犯カメラを設置していることを表示すること（「防犯カメラ作動中」など）が**必須**

※購入の他に、自作の表示板でも可

☐ **実績報告書兼請求書**

☐ **添付資料**

- ☐ 領収証またはレシートのコピー
  - ※品名（規格）、支払日、販売店名もしくは取付業者が記載されたもの
  - ※上記内容が確認できない（金額の記載のみの）金融機関での払込証明では不可
- ☐ 設置した家庭用防犯カメラ等の現況写真（**※表示板も写すこと**）
- ☐ 設置した家庭用防犯カメラにより撮影された画像
  - ※申請する全ての防犯カメラを設置した写真と撮影された画像が必要です。

お問い合わせ先

刈谷市役所 くらし安心課 交通防犯係　TEL０５６６-６２-１０１０